

「電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ」開催要綱（案）

1 目的

「電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ」は、「情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会」（以下「番号政策委員会」という。）の下に開催されるワーキンググループとして、特殊詐欺等の電気通信番号を利用した犯罪の最近の動向等を踏まえ、電気通信番号の犯罪利用対策に関し、専門的な観点から検討することを目的とする。

2 名称

本ワーキンググループ（以下「本WG」という。）は、「電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- （1）電気通信番号の犯罪利用の現状
- （2）電気通信番号の犯罪利用に対する有効な対策
- （3）その他必要と考えられる事項

4 構成及び運営

- （1）本WGの構成員は、番号政策委員会主査が指名し、別紙のとおりとする。
- （2）本WGには、主査及び主査代理を置く。主査及び主査代理は、番号政策委員会主査が指名し、別紙のとおりとする。
- （3）主査は、本WGを招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- （4）主査は、必要があるときは、必要と認める者を、番号政策委員会主査に諮り、本WGの構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- （5）主査は、必要に応じて、構成員等以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- （6）その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- （1）本WGは、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とし、構成員以外の者の出席を制限することができる。
- （2）本WGで使用した資料及び議事概要については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本WGの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室において行う。